

1. 議事日程

〔平成23年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

平成23年 6月13日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第4 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5 同意第2号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について
日程第6 承認第5号 専決した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】
日程第7 議案第53号 安芸高田市暴力団排除条例
日程第8 議案第54号 財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】
日程第9 議案第55号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第11 議案第57号 財産の無償貸付について【高宮地区工業団地下水処理施設関係】
日程第12 議案第58号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第59号 安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例
日程第14 議案第60号 財産の無償譲渡について【西土手住宅集会所関係】
日程第15 議案第61号 財産の無償貸付について【西土手住宅集会所関係】
日程第16 議案第62号 工事請負契約の締結について【安芸高田市消防本部通信指令台更新工事】
日程第17 議案第63号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

3番 児玉史則 4番 大下正幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (20名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
建設部長兼公営企業部長	河野正治	教育次長	沖野和明
消防長	光下正則	会計管理者	森川薫
八千代支所長	藤本宏良	美土里支所長	小笠原義和
高宮支所長	藤井静雄	甲田支所長	益田茂樹
向原支所長	岡崎賢志	総務課長	杉安明彦
行政経営課長	西岡保典	政策企画課長	山平修

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名 (4名)

事務局長	立田昭男	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介



午前 10時00分 開会

- 藤井議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
立田事務局長。
- 立田事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について4件の報告がありました。
第3点、市長より平成22年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係る繰越計算書及び平成22年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰越計算書の提出がありました。
第4点、市長より市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況について、3件の報告がありました。また安芸高田市土地開発公社の経営について報告がありました。
第5点、監査委員より平成23年3月分及び4月分の例月出納検査の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、3番 児玉史則君、及び4番 大下正幸君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。
- 金行議会運営委員長 報告します。
平成23年第2回定例会の運営につきまして、去る5月19日及び6月6日に議会運営委員会を開き次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
まず会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から6月29日までの17日間といたしました。議事の都合により6月14日から19日、

及び22日から28日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問2件、同意1件、承認1件、議案11件の計15件でございます。議案審議につきましては、お手元の付託表のとおり、議案第53号につきましては総務企画常任委員会へ、議案第58号から議案61号までの4件を産業建設常任委員会へ、議案63号の議案を予算常任委員会へそれぞれ議案理由の説明後質疑を受け、付託することにいたしました。その他の案件につきましては、委員会付託を省略することにいたしました。また、諮問2件、同意1件につきましても委員会付託を省略することにいたしました。議事の都合上、諮問第2号と3号の2件、及び議案第58号から61号の4件につきましては一括議題とさせていただきます。なお、6月6日の議会運営委員会までに提出のあった陳情、要望4件につきましてはお手元に配布した一覧表のとおり、各常任委員会に送付し審査することにいたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、11人から通告がありましたので2日間の日程といたします。通告順に20日に6人、21日が5人といたしました。以上で報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、会期は17日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○藤井議長 日程第3、諮問第2号並びに日程第4、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を2件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日平成23年第2回定例会を招集いたしましたところ、皆さん方御多忙の中、御参集をいただきまことにありがとうございます。

今年は、例年に比べ2週間近くも早い梅雨入りが発表され、長雨や集中豪雨による土砂崩れや洪水等の災害発生が心配される季節になりました。有事に備え関係機関との連携を密にし、災害に強いまちづくりに努めているところでありますが、その取り組みの一環として6月3日安芸高田市と島根県邑南町は大規模災害の発生時に相互に被災者の受け入れや職員派遣、物資の提供などにあたる応援協定を結んだところであります。この協定によりまして、被災した相手からの要請に応じ、被災者救出に

必要な機材や物資の提供、避難住民を受け入れるための公共施設の準備など、大規模災害が発生した場合の相互応援体制が整ったところであり、これからの季節、いつ何時何が起こるかしのめない災害に備え、市民の皆さんが安心して生活ができる環境づくりに努力をしまいたいと考えております。

さて、本定例会に対し本日、諮問2件、同意1件、承認1件、議案11件を提出させていただきました。どうぞ、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

現委員であります吉田町の津賀山一幸委員の任期が本年9月30日をもって満了を迎えることから、後任候補として引き続き津賀山一幸さんを推薦するものであります。

津賀山一幸さんは、吉田町人権啓発推進町民会議の会長を平成16年から平成18年まで、2年間勤められており、地域において、啓発活動など、積極的に取り組んでこられました。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方として、人権擁護委員に適任であると判断いたし推薦するものであります。

続いて諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現委員であります甲田町の田邊裕子委員の任期が本年9月30日をもって満了を迎えることから、後任候補として引き続き田邊裕子さんを推薦するものであります。

田邊裕子さんは、平成14年から5年間、甲田町女性会連合会活動の先頭に立ち「愛の一声運動」などや、男女共同参画事業に積極的に参加されてきました。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方として、人権擁護委員に適任であると判断し推薦するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

これより諮問第2号並びに諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2件を一括して採決いたします。

本2件は、諮問のあった2名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本2件は、諮問のあった2名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 同意第2号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○藤井議長 日程第5、同意第2号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第2号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、公平委員会委員 門出浩一委員の任期が本年6月14日で満了となるため、同氏を引き続き委員に選任したく地方公務員法第9条の第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

門出浩一氏は、八千代町にお住まいで旧八千代町において収入役及び助役を歴任され、民主的で能率的な事務の処理に理解があり人事行政にも精通された方であります。

よろしく御審議の上、同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

これより同意第2号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第5号 専決した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

○藤井議長 日程第6、承認第5号「専決した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第5号「専決した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が4月27日に公布、同日に施行されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただいたものであります。

主な改正内容といたしましては、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災の被災者等に係る市民税及び固定資産税の課税に関する特例措置が設けられたものであります。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 それでは、専決処分をいたしました安芸高田市税条例の一部を改正する条例について、要点の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が4月27日に施行されたことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正したものでございます。

先に説明資料から内容について御説明を申し上げます。1枚ものの裏面のほうをごらんください。まず、改正条項といたしまして、附則第22条から附則第24条の3項の追加でございます。

附則第22条につきましては、通常、災害時等におきまして居住用財産に損害を受けた場合、雑損控除という所得控除がございます。この災害等で受けた損失額につきましては、被災した年の所得控除対象となりますが、東日本大震災により受けた損失金額に限りましては納税義務者の選択によりまして、平成22年前年の雑損控除として所得控除が受けられるものでございます。ただし、平成22年の雑損控除として選択をされた特例損失金額につきましては、平成23年以降において雑損控除の対象とはなりません。

施行日につきましては、平成23年4月27日で平成23年度課税分から適用となります。

次の附則第23条でございます。住宅等借入金に対します特別税額控除の適用期限の特例でございます。住宅等借入金特別控除につきましては、新築、増築した住宅に居住をし、年末において当該住宅に係る借入金を有していることを条件として受けられるもので、税額控除でございますが、適用期間は住宅の新築、増築の時期によりまして10年または15年間となっております。

今回の改正は、住宅等借入金特別控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災に被災をし、滅失及び一部損壊等によりまして居住できなくなった方で、当該住宅に係る借入金を有する納税義務者に対しまして当該税額控除を適用期限まで延長するものでございます。施行期日は平成24

年1月1日で、平成24年度課税分から適用となります。

次に、附則第24条でございますが、通常、土地の固定資産税を算定するに当たりまして住宅用地はその税負担を特に軽減する必要から特例措置が適用されます。東日本大震災によりまして滅失または損壊した家屋の敷地で、平成23年度住宅用地の特例を受けていた土地につきまして、各年度の賦課期日、これが1月1日でございますが、家屋等の敷地として利用されていない土地、住宅用地として利用はできないと市長が認めた場合に限りまして、住宅用地の特例が認められます。特例の適用期間につきましては、平成24年から平成33年度までの10年間でございます。

なお、この特例を受けるに当たりましては、所有者等の申告が必要となります。施行期日につきましては、平成23年4月27日でございます。

では、議案をごらんいただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、施行期日の関係で関係条例を第1条と第2条にわけております。

第1条につきましては、平成23年4月27日に施行されます条例の改正分でございます。

第2条につきましては、平成24年1月1日に施行される条例の改正でございます。第1条におきまして固定資産税の特例条項は附則の第23条となっておりますが、第2条におきまして附則の第23条に先の住宅借入金等特別控除にかかわります特例の条の挿入によりまして、条ずれが生じております。その附則第24条となっております。

以上で要点の御説明を終わります。

○藤井議長 以上で提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第5号「専決した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第53号 安芸高田市暴力団排除条例

○藤井議長 日程第7、議案第53号「安芸高田市暴力団排除条例」の件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第53号「安芸高田市暴力団排除条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成23年4月1日付、広島県暴力団排除条例の施行に伴い、安芸高田市から暴力団の排除に関する基本理念を定めるとともに、市及び市民の役割を明らかにし、暴力団排除に関する基本的施策を次のとおり定めるものでございます。

1暴力団員等に対する利益の供与等の禁止、2暴力団の排除のために講ずべき措置、3祭礼からの暴力団の排除。この3本柱をもとに暴力団排除の機運を高めるとともに、安芸高田市市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし議会の議決を求めらるものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案については、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第54号 財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】

○藤井議長 日程第8、議案第54号「財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第54号「財産の無償譲渡について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、消防団組織再編計画により昨年度実施した美土里町方面隊第1分団並びに高宮方面隊第3分団の整理統合に伴い、廃止とする消防詰所9カ所のうち美土里方面隊第1分団第2班詰所、木造2階建て44平方メートルを農事組合法人ほととぎすへ、同第3班詰所、木造2階建て43平方メートルを中山間地域清田集落へ、また高宮方面隊第3分団第1班詰所、木造2階建て66平方メートルを志部府親交會へそれぞれ無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めらるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 それでは、要点の御説明をいたします。説明資料を御用意いたしておりますので、お開きをお願いいたします。

最初的美土里方面隊第1分団関係でございますが、地図上に赤で薄く着色しております区域が美土里方面隊第1分団横田地区の所管する範囲となります。第1分団は5班で構成されそれぞれの詰所がございましたが、このたびの再編により旧横田小学校跡地に第1分団詰所を新設し、1カ所の詰所といたしました。これに伴い、不要となる各班の詰所について地権者及び地域振興会などと協議いたしました結果、上段に写真を掲載しております第2班詰所は農事法人ほととぎす、及び第3班詰所は中山間地域清田集落から譲渡の申し出があり、地権者も承諾されました。いずれの希望者も地縁団体であり、地域振興に寄与することや解体撤去費用が削減できることから無償譲渡の議決を提案するものでございます。なお、譲渡希望のない残りの詰所については解体撤去し、第4及び第5詰所の敷地は地権者へお返しするものでございます。

次のページをお願いいたします。高宮方面隊第3分団関係ですが、地図上に赤で薄く着色している区域が高宮方面隊第3分団、佐々部、房後、羽佐竹地区の所管する範囲となります。

第3分団は4班で構成され、それぞれの詰所がございましたが、このたびの再編により高宮支所に第3分団詰所を併設し1カ所の詰所といたしました。これに伴い、不要となる各班の詰所について地権者及び地域振興会などと協議いたしました結果、上段右に写真を掲載しております第1班詰所は志部府親交会から譲渡の申し出があり、地権者も承諾をされました。地域振興に寄与することや解体撤去費用が削減できることから無償譲渡の議決を提案するものでございます。

なお、譲渡希望のない残りの詰所については、解体撤去し、第3詰所の敷地は地権者へお返しするものでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

11番 前川正昭君。

○前川議員 第1班詰所48.36平米ですが、解体費用は幾らかかるんですか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 美土里町の再編に伴います解体につきましては、6月8日に3カ所まとめまして入札を実施いたしました。236万4,600円で株式会社和田組が落札をされておられます。

高宮につきましては、同じく6月8日に3カ所まとめまして入札を行いました。367万5,000円で佐々木建設有限会社が落札されておられます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 先ほど美土里のほうでは2カ所、地縁団体ということで報告がありました。この今の高宮の第1班の地元譲渡に対しては地縁団体ということで確認をさせてもらってよろしゅうございますか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 まず地縁団体の定義でございますが、町または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体と、こういった定義になっております。志部府親交会も広義では地縁団体なるものと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号「財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第55号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第9、議案第55号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第55号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年6月1日より実施しております高齢者運転免許自主返納制度に伴い、美土里町大所智教寺地域及び高宮町川根地域で運行をしております市町村運営自家用旅客運送、いわゆるトロッコ便ともやい便の運賃について回数券を導入するため、必要な条例改正を行うものでありま

す。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、議案第55号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」についての要点の説明を行います。

本案は、美土里町智教寺大所及び高宮町川根地域で運行しています市町村運営自家用旅客運送の運賃について回数券を導入し、利用者の利便性を図るとともに、高齢者運転免許自主返納制度等に対応するものでございます。

議案書をごらんいただきたいと思います。まず、表の一番後段第8条になりますが、裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

条例第8条第2項に、旅客運送を利用するものは、前項に規定する旅客運賃を回数券で支払うことができると、第3項に、前項に規定する回数券は別表のとおりとするを追加し、また回数券の種別として別表第3を追加するものです。なお、附則としてこの条例は、平成23年7月1日から施行するものとするものでございます。以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第55号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○藤井議長 日程第10、議案第56号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第56号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

黒瀬・中土師周辺地域内において行う土師ダム周辺整備事業について、有利な起債である辺地対策事業債を財源に事業を推進したいと考えております。辺地対策事業債を借り入れるためには、辺地総合整備計画を策定する必要があることから、平成23年度から平成27年度までの5年間について計画を策定するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 議案第56号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」要点の説明を行います。

本案は、土師ダム周辺整備事業を実施するに当たり、最も有利な起債である辺地対策事業債を活用するため、総合整備計画書を策定するものです。

辺地とは、集落の人口が50人以上で、かつ辺地度点数が100点以上であることが条件となっております。なお辺地債とは、充当率が100%で交付税算定措置が80%の有利なものでございます。

議案の裏面をごらんいただきたいと思います。総合整備計画書（案）でございます。広島県安芸高田市八千代町黒瀬・中土師辺地でございます。辺地の人口92人、面積10.6平方キロメートルのものでございます。

辺地の概況、辺地を構成する町または字の名称ということで安芸高田市八千代町。辺地の中心の位置、安芸高田市八千代町土師2032番地。辺地度点数、この地域は125点となっております。

2番目、公共的施設の整備を必要とする事情。後段の3行目に記述しておりますが、老朽化が激しい土師ダム周辺施設の中心的施設であるサイクリングターミナルを建てかえると同時に、周辺の遊具等の整備を行うことにより来訪者の増加を図り、地域経済等の活性化につなげることができるというものでございます。

3、公共的施設の整備計画。平成23年度から平成27年度まで5年間。表の内容でございますが、施設名、産業振興施設として観光・レクリエーション施設。事業主体、安芸高田市。事業費、2億9,695万3,000円を予定し、一般財源として2億9,695万3,000円、そのものを辺地事業債として2億8,900万円のを想定した計画書でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○藤井議長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番 山本優君。

○山本議員 土師ダム周辺整備をしっかりとやっていただくことは大変ありがたいことだと思います。安芸高田市にとっても土師ダム周辺のこういう整備は貴重な事業だろうと私も常々思っておりますが、この計画にあたって要望でございますが、各地に今いろんな施設がございますけれども、有効に活用しているところがなかなか少ない状態であります。そういうところで最近では、広島市の湯来ロッジなどは全国で4番目の利用率を誇っているという情報を得ております。いろんなところを研究されてから、今後20年から30年使用していくと思っておりますけど、そういう長期的なしっかりとした建設計画をつくっていただきたいと思っておりますが、その辺のことについて答弁がございましたら、よろしく願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 先ほどの御質問、御要望等についての回答をさせていただきます。

昨年度、土師ダム周辺整備事業については、市民の代表の方、また有識者等といわれる方の代表の中で1年間をかけて一定の方向を検討させていただき、その方向については議員の皆様にも一定の方向を示させていただきました。それに基づいて今年度もさらに詳細な御意見等をいただく中で、今後幅広く使っていただけるような施設となるよう検討してまいりたいと考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 6番です。今の辺地債を導入しての総合整備計画の策定の中にこれを盛り込むということで辺地債充当の必要性を計画書に盛り込むということなんでしょうけれども、一つ御説明いただきたいのは、基本構想あるいは基本計画、その他の過疎計画を含めた上位計画ないしは関連整備計画があると思っておりますけれども、それらとの整合性についての説明を求めます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 ここの土師ダム周辺整備事業につきましては、総合計画の中でも観光の拠点の施設としての計画を持っております。また実施計画においても当然その事業等の整合性を持たさせていただくつもりです。

さらに昨年度計画しました財政健全化計画においてもその財政的な裏づけ等を対応する中での計画としているということで御理解をいただきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第56号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定  
について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
この際、11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時48分 休憩

午前 11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第57号 財産の無償貸付について【高宮地区工業団地下水処理施設関係】

○藤井議長 日程第11、議案第57号「財産の無償貸付について【高宮地区工業団地下水処理施設関係】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第57号「財産の無償貸付について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、高宮地区工業団地内でビューティーサポーター株式会社、キョクトウ高宮株式会社と締結をしております下水道施設の無償貸付契約について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所在地は、高宮町原田500番地15、期間は平成28年3月31日まででございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 それでは、議案第57号について要点の説明を行います。

財産の無償貸し付けについて議会の議決を求めるものでございまして、1財産の表示といたしまして、(1)が土地でございます。所在地が、安芸高田市高宮町原田字宮原500番地15。種別が普通財産。地目が雑種地でございます。財産の表示が1,393平米。(2)として建物でございます。所在が同じく安芸高田市高宮町原田字宮原500番地15。構造が、鉄筋コンクリート造平家建。面積が70.05平米でございます。(3)その他として、浄化槽が1基、200人槽でございます。

2ページをお願いいたします。2、相手方といたしまして、所在が東京都中央区日本橋3丁目4番12号。名称がビューティーサポ株式会社。代表者、代表取締役 西谷厚務。もう1社が、所在が広島市東区光町2丁目6番31号。名称がキョクトウ高宮株式会社。代表者、代表取締役 下岡栄作。3、貸し付け条件として、高宮地区工業団地下水処理施設でございます。4、貸し付け期間として、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとするという5年間でございます。

高宮町原田宮原500番地15の高宮地区工業団地内で創業するビューティーサポ株式会社とキョクトウ高宮株式会社の2社がこの施設内の下水処理施設を使用されております。安芸高田市との間に5年間の無償貸し付け契約を締結し、貸し付け期間が満了する1カ月前までに特段の意志が意思表示がされないときはさらに5年間契約されることになっております。

5年間の無償貸し付け契約期限は平成23年3月31日となっております、本来であれば平成23年3月議会で財産の無償貸し付けについて上程されなければならなかったわけでございますが、失念のため上程してございませんでしたので、本定例会に上程させていただくものでございます。

失念していたことに対しまして、心からおわびをするとともに今後におきましては、このようなことがないように十分注意をいたしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番 和田一雄君。

○和田議員 この高宮の工業団地の今ビューティーとキョクトウの2社といわれたんですが、他のものがそこにあるのかどうかわかりませんが、もう1社サニクリーンというものがあろうと思うんですね。そこら辺はどうなってますでしょうか。お願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 高宮工業団地には御指摘のように、株式会社サニクリーン広島様が営業されておりますが、このサニクリーンにつきましては自社の処理場を備えておられましてそちらの方で処理をされておるということになっております。以上でございます。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
14番 青原敏治君。
- 青原議員 14番です。ここの無償貸し付けになってるんですが、管理運営とかいうのはどういうふうになっておりますか。お伺いをします。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
産業振興部長 清水勝君。
- 清水産業振興部長 このセンターにつきましては、広島県が県営工業団地として造成をして整備をされたものでございます。高宮町のほうに管理が移管されて合併後市のほうに引き継がれたということで、施設の維持管理については利用いただいております2社のほうで負担をいただいておりますということでございます。以上でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第57号「財産の無償貸付について【高宮地区工業団地
下水処理施設関係】」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第58号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第59号 安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例

日程第14 議案第60号 財産の無償譲渡について【西土手住宅集会所関係】

日程第15 議案第61号 財産の無償貸付について【西土手住宅集会所関係】

- 藤井議長 日程第12、議案第58号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件から日程第15、議案第61号「財産の無償貸付について【西土手住宅集会所関係】」の件までの4件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第58号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」について

の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の定めるところにより、市営住宅を指定管理者による管理ができるよう条例の一部改正、及び必要な条項を追加するものであります。

また、市営西土手住宅等5団地の用途廃止に伴い、安芸高田市営住宅条例の別表に規定している市営住宅の名称及び位置を削除するために条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第59号「安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の定めるところにより、特定公共賃貸住宅、若者定住促進住宅、若者用マンション、市有住宅を指定管理者による管理ができるよう、安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例、安芸高田市高宮若者定住化促進に関する条例、安芸高田市高宮若者定住住宅設置及び管理条例、安芸高田市高宮若者用マンション「虹のマンション」設置及び管理条例、安芸高田市若者定住促進住宅条例、安芸高田市有住宅条例の一部を改正し必要な条項を追加するための条例改正を上程するものであります。

続いて、議案第60号「財産の無償譲渡について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、市営西土手住宅廃止に伴い、敷地内にありました西土手住宅集会所、木造平家33.00平方メートルを西土手上自治会へ無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第61号「財産の無償貸付について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、市営西土手住宅廃止に伴い、西土手住宅集会所を含めたその住宅の跡地1,274.62平方メートルを西土手上自治会へ無償で貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 17番、今村です。今度の条例改正で指定管理人という形のものができるわけですが、どういったようなもの、もしくは団体がそういった管理者として考えられるのか、質問をいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 今回の条例改正につきましては、指定管理者制度の導入という準備をするためのものでございまして、現在、住宅政策課においては地域振興

事業団から派遣を受けた職員もございまして、その準備もしておるところでございます。地域振興事業団等も視野に入れた指定管理者制度導入を目指しておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員

この名称と位置ですね。現地を具体的に見てませんのでちょっとわかりかねておりますのでお尋ねするんですが、改正後の名称と位置、改正前等を見ますと、3カ所あるところを1カ所にしてあるとかということになってますが、実際には改正前の位置に住宅があるものを、これは議案第58号についてお尋ねしてるんですが、3ページですね。これは実際には改正後の名称と位置だけになるんですか。それとも3カ所あるものを、例えば、左円住宅にしますと、左円住宅で、位置は吉田164番地と、こういうふうにするんですか。実際の現地との違いはないんですかということをお尋ねするわけです。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長

議案第58号の改正の中身でございますが、指定管理者制度と並びに住宅の廃止に伴う削除ということで改正をお願いするものでございます。

先ほどの御質問は、削除の関係の御質問と思います。この3ページの表でございますが、左側の表が削除後でございます。右側の表が現在の位置、名称を示しておるものでございます。従いまして、右側の住宅名称、位置を廃止によりまして削除したら左側の表になるということでございます。右側の削除する住宅につきまして、西土手住宅、新町住宅、下用地住宅、向ヶ丘住宅、小丸子住宅とこの5件を廃止に伴い、この条例の名称、位置から削除するものでございます。以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

19番 塚本近君。

○塚本議員

議案第61号ですけれども、先ほど部長さんのほうで西土手住宅が廃止されるという説明であったらうというふうに思います。そうなりますと、この無償貸し付けの1,274平米が20年間無償で貸し付けられるということになるかというふうに思いますけれども、ここらの跡地利用の予定はなかったのか。自治振興会へ貸し付けるということになっておりますけれども、そこらの再利用のことは全然考えてないのかどうか、1点お聞きいたします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長

議案第61号の敷地の譲渡のことでございます。無償貸し付けのことでございますが、この地域につきまして西土手住宅は、住宅の集会所それからその西土手住宅の入居者、それらの入居者の住宅が廃止になりまし

て、その敷地につきましては西土手の地域から地元で活用したいという旨がございまして、その趣旨に添いまして地元で公園的に利用したいということでございましたので、その利用は妥当と考え、その無償貸し付けをいたすものでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案については、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第62号 工事請負契約の締結について【安芸高田市消防本部
通信指令台更新工事】

○藤井議長 日程第16、議案第62号「工事請負契約の締結について【安芸高田市消防本部通信指令台更新工事】」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第62号「工事請負契約の締結について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、安芸高田市消防本部通信指令台更新工事を、株式会社 富士通ゼネラル中国情報通信ネットワーク営業部と1億8,900万円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

消防長 光下正則君。

○光下消防長 失礼いたします。それでは、議案第62号「工事請負契約の締結について」要点の御説明を申し上げます。

この工事は、安芸高田市消防本部通信指令台更新工事でございます。契約につきましては、先ほど市長のほうからございましたように1億8,900万円で広島市西区南観音5丁目11番12号、株式会社 富士通ゼネラル中四国情報通信ネットワーク営業部部長 西尾俊之氏でございます。

契約の方法といたしましては、指名型のプロポーザル方式で行いました。業者選定につきましては、沖電気、日本電気、富士通ゼネラルの3社でございました。

消防通信指令システムは通信指令業務のシステム化、自動化を図り119番受信から出動指令、部隊統制などの指令業務を統括的に処理する

ものでございます。基本的には、現行の通信指令システムに準じた火災、救急などの災害に迅速に対応しより円滑な消防活動を行うための通信指令体制を確立しようとするものでございます。また、統合型位置情報通信通知装置の導入を行い、GPS機能付携帯電話IP電話からの位置情報も取得することができ、災害場所の特定を迅速に行うことができます。

工事の概要ですが、資料に基づいて説明申し上げます。まず1ページをごらんください。

図面の中の①の現行通信指令室と②の通信事務所を入れかえ、③の書庫の一部を控室として改装し、④にあります現在の機器スペースを書類収納庫として改装いたします。

通信指令システムの工事につきましては、通信装置、統合型位置情報通知装置、無線遠隔制御器、有線放送、防災行政無線端末遠隔制御装置などの各装置と発電機やバッテリー等の電源設備の整備を行うものでございます。これらの機器を現在、通信指令室があります⑤の庁舎3階の窓から搬入いたしますが、通信指令業務への影響を最小限に抑え、システムの停止することなく構築作業を行う計画でございます。

続きまして、2ページをごらんください。通信指令システムのメインとなります指令装置につきまして説明いたします。写真の上中央にありますのが、自動出動指定装置のディスプレイでございます。この装置は119番を受け付けた段階で災害地点の住所、世帯主名の情報が表示されます。

続きまして右側にありますのが、地図等の検索装置ディスプレイでございます。この装置も119番を受け付けた段階で災害地点の地図が自動的に表示されます。

続きまして左側は、多目的表示装置ディスプレイでございます。この装置は、通常時は車両管理や気象情報、医療機関などの情報の表示を行っておりますが、119番通報がふくそうした場合は、自動出動指令装置の画面に切りかわり、出動指令が行えるものでございます。

続いて写真手前に移りまして、④⑤⑥の装置は119番通報の受け付け、無線交信、庁内放送などを行う装置でございます。

3ページに火災事案の想定をした通信指令のフローを示しております。上から順に時間経過を示しています。まず、119番通報を受け付け、災害種別を聴取いたします。この時点で統合型位置情報通知装置により、通報者情報、通報場所が自動的に表示されます。災害場所の特定後、火災の種別を聴取し、この時点で庁舎内に予告指令が放送され出動隊が準備を行います。続いて、火災の規模や負傷者、初期消火状況などを聴取します。概要を聴取したのち本指令により出動指令を行い、この指令操作により庁舎内出動指令、無線指令、市関係職員、警察、電気、ガス事業者への電話連絡を行う順次指令、市民からの問い合わせに対応する災害案内、消防職員の召集や消防団への災害発生を知らせるEメール指令など自動的に行われます。火災時には各機関への連絡や119番通報が

一度に多く入電するため、通常は1名の通信勤務者だけでは対応が困難となりますが、指令台の自動化により時間をロスすることなく対応が可能になります。各装置につきましては、4ページ目をごらんください。以上、簡単ではございますが、要点の説明に変えさせていただきます。ありがとうございます。

- 藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
3番 児玉史則君。
- 児玉議員 ただいまの新システムですが、今後のシステムのメンテナンスですね。地図情報なんかもどんどん更新されてくると思うんですが、その辺のメンテナンス契約のほうはどうされてるのか、お尋ねしたいと思います。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
消防長 光下正則君。
- 光下消防長 維持管理契約などについてのお尋ねでございますけれども、維持管理などに関しましては消防機能の中核である消防通信システムの安全的運用や万が一のトラブルに迅速に対応するため、今回の整備事業者であります富士通ゼネラルと長期保守業務委託契約を締結し万全を期したいと考えております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
3番 児玉史則君。
- 児玉議員 今の現行のシステムも恐らくメンテナンス契約を結ばれておるんだろうと思うんですが、そういった今の現行と今後のシステムのメンテナンス費用の差ですね。大体おつかみだろうし、教えていただければと思うんですが。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
消防長 光下正則君。
- 光下消防長 新しくシステムの構築をしますが、現行とほぼ同額程度でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
1番 前重昌敬君。
- 前重議員 1番、前重でございます。若干3点ほどお聞きさせていただきます。
まず、この契約書により株式会社ネットワーク営業部ということになっておりますが、これ部長名になっておりますね。大体普通であれば、取締役社長とか支店長とかいう名義になってると思うんですが、その辺の関係。この部長が責任をとれるのかどうか、その辺等のかかわり合いをちょっと説明いただければと思います。
2点目が工期でございますね。この辺の工事の関係で工期があろうと思っております。この工期が今の耐震化の工事等の消防の庁舎、その辺が入ってくるとお聞きしております。その辺との兼ね合いがどうなのか。その辺が2点。
3点目が、資料の中で位置情報の提供が一部なされないものがあると。

5ページにちょっと列記してありました。安芸高田市内でそうしたところの地域、大体どの辺が携帯電話が入りづらいところがあるのか。ちょっと若干それに対してのその対応の設備がどういう形で今後やられるのか、その辺をちょっとお聞きできればと思います。以上でございます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

消防長 光下正則君。

○光下消防長 契約の相手方につきましては、業者選定委員会のほうで資格審査をいただいておりますので、適法な相手方と理解しております。

工期につきましては、両システム同時進行という格好になりますので、年明けには完成し、訓練期間を2カ月程度持てるようにし、同時にすべての機械が作動することを確認したのちに切りかえに入りたいというふうに考えております。

5ページにという指摘でありました位置情報の不備な点につきましては、これは通信事業者等への不感地帯についてはこれからも積極的にお願ひし、そういうことのないようにひとつ取り組んでまいりたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 耐震もさることながら、非常電源のことが大きくしめるのではなかろうかというふうに思うんですが、そこら辺のシステムについてはいかがなってるんでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

消防長 光下正則君。

○光下消防長 東日本大震災等もございまして、こういったシステムの導入に当たっては今委員御指摘のとおり非常に重要な問題と考えております。

このプロポーザルの提案を受けます中で重要な点として受けておりましたが、これにつきましては無停電装置から今既に年数が経過しておりますが、発電装置の更新を考えておまして、そういった点について万全を期したいというふうに思っております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号「工事請負契約の締結について【安芸高田市消防本部通信指令台更新工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第63号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

○藤井議長 日程第17、議案第63号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第63号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,577万7,000円を追加し、予算の総額を225億6,367万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金152万4,000円、国庫支出金839万1,000円、県支出金350万円、繰入金3,236万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、総務費2,255万円、民生費416万4,000円、農林水産業費1,535万9,000円、教育費370万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なし）

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案については、お手元の付託表のとおり予算常任委員会に付託して審議することにいたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次回は来週20日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 11時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員